

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成30年3月9日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成30年3月下旬に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

平成30年2月23日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地

株式会社オプトロム 代表取締役 竹下俊弘